（様式１－１号　添付一覧）

　申請書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 申 請 書 | 説 明 |
|  | 様式１－１　甲号 | 必ず必要 |
|  | 様式１－１　乙号 | 必ず必要 |
|  | 別紙１ | 特例による場合 |
|  | 別紙２ | 申請者が農地所有適格法人の場合 |
|  | 別紙３ | 申請者がその他の法人の場合（農地法第３条第３項第３号該当の場合） |

　申請書の添付資料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 添 付 書 類 | 説 明 |
| １ | 登記事項証明書 | 全部事項証明書に限る。申請地に係るもの |
| ２ | 位　置　図　 | 申請地の位置及び付近の状況を示す図面（住宅地図など） |
| ３ | 現況地番図　 | 法務局備え付けの公図の写しなど  |
| ４ | 譲受人の住民票の写し（本籍、国籍等、在留資格又は特別永住者である旨の記載があるもの）　※ | 譲受人が個人で、所有権移転の場合。なお、農業委員会が別に定める方法で、譲受人の国籍等、在留資格又は特別永住者であることを確認できる場合は省略可　※ |
| ５ | 法人の登記事項証明書又は定款若しくは寄附行為の写し | 権利を取得しようとする者が法人の場合。農地所有適格法人への所有権移転の場合は登記事項証明書（外国会社の場合は設立の準拠法が記載されたもの）が必須。登記事項証明書を添付した場合は、定款又は寄附行為の写しは省略可。 |
| ６ | 組合員名簿、株主名簿又は社員名簿の写し | 農地所有適格法人の場合 |
| ７ | 承認会社であることを証する書面及び構成員の株主名簿の写し（議決権の記載があるもの） | 農地所有適格法人（株式会社又は持分会社）のうち、農林漁業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第５条に規定する承認会社が構成員となっている場合 |
| ８ | 農地法第２条第３項第２号ヘに該当する構成員と農地所有適格法人との間で締結された契約書の写しなど同号ヘに該当することを証する書面 | 農地所有適格法人（株式会社又は持分会社）のうち、農地法第２条第３項第２号ヘに該当する者（その農地所有適格法人に農作業の委託を行っている個人）が構成員となっている場合 |
| ９ | 構成員の国籍等、在留資格又は特別永住者であることを証する書面（法人の場合は設立準拠法の制定国を証する書面）　※ | (1) 農地所有適格法人が農地の所有権を取得しようとする場合、法人の総議決権の５％以上を有する株主又は出資総額の５％以上を出資している者について必要。(2) (1)の者が個人の場合は４、法人の場合は５の書類が必要（４又は５の説明のとおり省略可） |
| 10 | 理事等及び使用人の国籍等、在留資格又は特別永住者であることを証する書面　※ | 農地所有適格法人が農地の所有権を取得しようとする場合、理事等及び農作業に権限並びに責任を有する使用人について、４の書類が必要（４の説明のとおり省略可） |
| 11 | 農業経営受託規程 | 農業協同組合が農業経営の受託をする場合ただし、同一の農業委員会の区域内の農地について権利を取得する場合において前に提出した申請書に添付した農業経営受託規程に変更がないときは、　　年　月　日付け申請書に添付したものと同一である旨を申請書の「その他参考となるべき事項」欄に記載すれば、添付不要 |
| 12 | 使用収益権を有する者等の同意書 | 使用収益権を有する者以外の者が当該使用収益権を有する地等の所有権を取得する場合申請前６箇月以内のもの（様式第１－８号）※ |
| 13 | 使用収益権を有する者等の権原が差押等の執行後に設定されたことを証する書面　※ | 使用収益権を有する者以外の者が当該使用収益権を有する農地等の所有権を取得する場合　※ |
| 14 | 当該使用収益権を有する農地等の所有者の同意書 | 当該使用収益権を有する農地等の賃借権等を譲渡又は転貸する場合（様式第１―９号） |
| 15 | 真正な権利者であることを証する書面 | (1) 譲渡人等が登記簿の名義人と異なる場合 　 戸籍、除籍、原戸籍の謄本、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等　　戸籍等の謄本は、法務局（登記官）が認証した法定相続情報一覧図の写しで代えることができる。(2) 譲渡人等の住所等が登記簿の記載と異なる場合　 戸籍の附票の写し、住民票の写しなど変遷のわかるもの |
| 16 | 単独申請できる場合に該当することを証する書面 | (1) 競売・公売の場合　期間入札調書又は特別売却調書、(2) 遺贈の場合　公正証書、(3) 確定判決の場合　判決書、(4) 裁判上の和解又は請求の認諾による場合　和解調書、(5) 民事調停法による調停が成立した場合　調停調書、(6) 家事審判の確定又は家事調停の成立した場合　家事審判書（又は調停調書） |
| 17 | 親権者であることを証する書面 | 未成年者の申請の場合戸籍謄本等 |
| 18 | 営農計画書　 | （様式第１－10号） |
| 19 | 現在耕作している農地等の面積を証する書面 | 住所のある市町の区域外にある農地等の権利を取得しようとする場合は耕作者証明書(様式第１－11号）又は農地基本台帳記載事項証明書等　※ |
| 20 | 農地の所有者と借り手の使用貸借による権利又は賃借権の設定についての契約書の写し | 農地法第３条第３項の規定（解除条件付貸借契約を結ぶこと等の要件を満たせば、農地所有適格法人以外の法人に使用貸借権又は賃貸借権に限って権利取得を認める）の適用を受けて許可を受けようとする場合は様式第５号の２（同等の内容を定めるものであれば可）の写しの提出は必須。 |
| 21 | 住民基本台帳事務における支援措置を受けている場合に支援を受けていることを証する書面 | 住民基本台帳事務における支援措置申出に係る「支援措置決定（変更）通知書等」の写し及び住民票の写し |
| 22 | 本人確認書類の写し | 譲渡人、譲受人双方の本人確認書類の写し。※第三者に委任する場合は代理人の本人確認書類の写しも併せて必要例）運転免許証、個人番号カード（個人番号記載部分は不要）等 |
| 23 | その他参考となるべき書類※ | 農業委員会が必要と認める場合等　※例）農地所有適格法人の場合、損益計算書の写し、総会議事録の写し等※任意代理の場合、委任状 |

　※　No４、No９、No10、No12、No13、No.19及びNo.23の書類は、農業委員会が必要と認めた場合に添付する。

（様式第１－１－２号）

|  |
| --- |
| 農地法第３条許可により農地の所有権を取得される方へ　農地法は、資産保有や転売・転用を目的とした農地の権利取得を規制し、農地を効率的に利用する農業者へ集積することを目的としています。　具体的には、権利を取得する者が保有する農業用機械、栽培技術、通作距離等から耕作の確実性を判断して許可しています。　したがって、耕作を目的としないにもかかわらず農地法第３条許可により農地を取得することはできません。 |